

(2017年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議資料)

ひかり協会の救済事業と行政協力について

2018年1月30日

I 森永ひ素ミルク中毒被害者の現状と救済事業について

1. 被害者の状況と協会事業の対象者

(1) 被害者全体の状況について

- 被害者総数 2017年12月31日現在 13,447名
(内、協会による飲用認定者 1,079名)
- 被害者の大半は1954(S29)年、1955(S30)年生まれです。(事件の特性上、当時乳幼児だった者が被害の中心)
- 被害者との連絡については過去にアンケートをとり、被害者の希望等に当たって、その対応方法を次のように定めています。

区分	ひかり協会との連絡等について	人数(名)
①	協会との連絡を常時希望する	5,539
②	本人または親族より要請のあった場合連絡する	2,932
③	一切の連絡を必要としない	1,644
④	住所不明	1,966
⑤	協会との連絡希望調査に無回答	0
⑥	死亡した者	1,366
合計		13,447

- ひかり協会の事業の対象者は、上記のうち、アンケートの区分①の被害者です。(以下、「アンケート①対象者」といいます。)
- 現在でも年に数件の「森永ひ素ミルク飲用者認定申請」があります。
- 同様に、親の死亡等によって自身が被害者であることを初めて知り、協会との連絡を希望される方もいます。(区分変更 ②⇒①)

(2) 被害者の身体的状況について

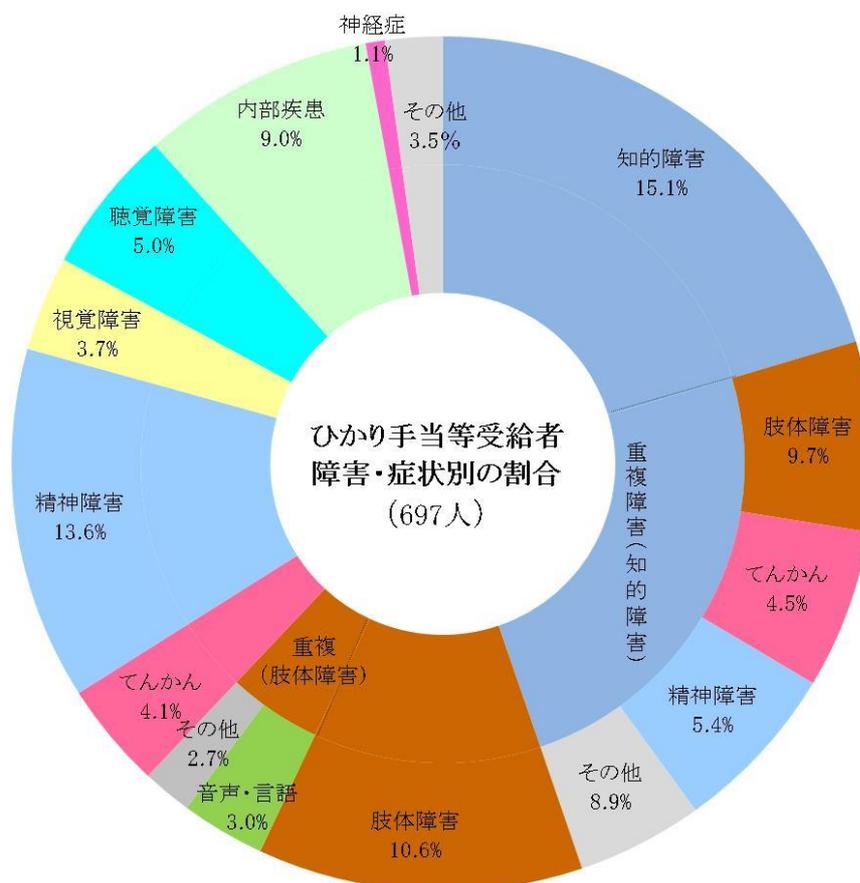
- ひかり協会との連絡を常時希望する被害者群を対象とした1982年から継続して実施している死亡者調査では、1982年から10年間は同世代の日本国民に比べて死亡率が高く、その後次第に日本国民の死亡率に近づいています。
- ひ素中毒に特有の皮膚変化である点状白斑、角化症をもつ被害者が一部に存在します。
- 中毒時の輸血や中毒時以後の免疫力の低下によると考えられる慢性C型肝炎が多くみられます。

(3) 障害のある被害者の状況について

- ひかり協会との連絡を常時希望する被害者のうち、障害のある被害者は、約700名です。

- 中枢神経系障害（脳性まひ、知的障害、てんかん、精神障害等）が多く、障害の状態も多様です。
- 知的障害や精神障害のある被害者の中には糖尿病などの生活習慣病を持つ方が多くいて、生活習慣病に係る援助が重要になっています。
- 脳性まひなどの肢体障害のある被害者についても、加齢や生活環境の影響によるしびれや痛みを伴う機能低下など、二次的な障害（以下、「二次障害」という）が見られます。
- 親族（親・兄弟）の高齢化による介護力の低下などから、ホームヘルプサービスの利用、あるいは施設入所やグループホーム入居などが必要な状況になっています。
- 同じ理由から、高齢の親族に代わる後見的援助が必要な状況も増えています。
- 障害のある被害者の死亡率は、一般国民の約 3 倍と有意に高く、健康課題に対する支援策を充実させる必要性が示唆されています。

【障害などの状況（2017年3月末現在）】



2. 救済事業

(1) 事務所について

- 本部事務局：大阪市
- 現地事務所：7ブロック体制（7地区センター、4出張所）
 - ・ 7地区センター（※カッコ内は所在都府県名）
 - 関東（東京）、東近畿（京都）、西近畿（大阪）、**東中国**（岡山）、西中国

- (広島)、四国(徳島)、九州(福岡)
- ・4出張所(※かっこ内は当該ブロック名)
 - 奈良(東近畿)、和歌山(西近畿)、島根(東中国)、山口(西中国)

(2) 事業内容について

三者会談確認書に基づく被害者の恒久的な救済のため、健康管理、医療、介護、生活保障、就労などの救済事業を実施しています。

① 被害者全体に対する救済事業

ア) 相談事業

高齢期を迎える被害者の健康や生活の変化に対応した、総合的な相談活動の実施、ひかり協会の協力専門家による相談の実施

イ) 保健・医療事業

自主的健康管理の援助事業、医療事業

② 障害のある被害者に対する救済事業

ア) 生活の保障・援助事業

将来設計実現の援助事業、手当や後見・介護費の支給などの事業

イ) 自立生活促進事業

就労保障、地域での自立生活を促進するための奨励金などの事業

③ その他の事業

ア) 調査研究事業

イ) 飲用認定事業

ウ) 自主的救済活動促進の活動に係る事業

(3) 厚生労働省発出の通知等と行政協力について

ひかり協会では救済事業に係る取組を進めるため、厚生労働省から発出された以下の通知及び事務連絡に基づく救済事業に係る行政協力を関係自治体等に依頼しています。

通知及び事務連絡名称	発出年月日・発翰番号等
(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」	平成3年7月8日 衛食第91号、平成25年2月27日改正 食安企発0227第1号
(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)」	平成25年2月27日 食安企発0227第3号 老高発0227第1号 老振発0227第1号 老老発0227第2号
(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)	平成19年1月22日 食安企発第0122001号 障障発0122001号、平成25年2月27日改正 食安企発0227第2号及び障障発0227第2号
【事務連絡】(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼))	【事務連絡】平成28年9月26日 生活衛生・食品安全部企画情報課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課・高齢者支援課・振興課・老人保健課
ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて	平成26年8月28日 食安企発0828第2号、平成27年11月27日改正 生食企発1127第1号

森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(依頼)	平成 26 年 12 月 3 日 食安企発 1203 第 2 号
【旧労働省通知】(財) ひかり協会の実施する事業に対する協力について	昭和 60 年 3 月 25 日 障対発第 4 号

(4) 現在進めている 2 つの重点事業について

中長期的な視点を持って救済事業を進めるため、

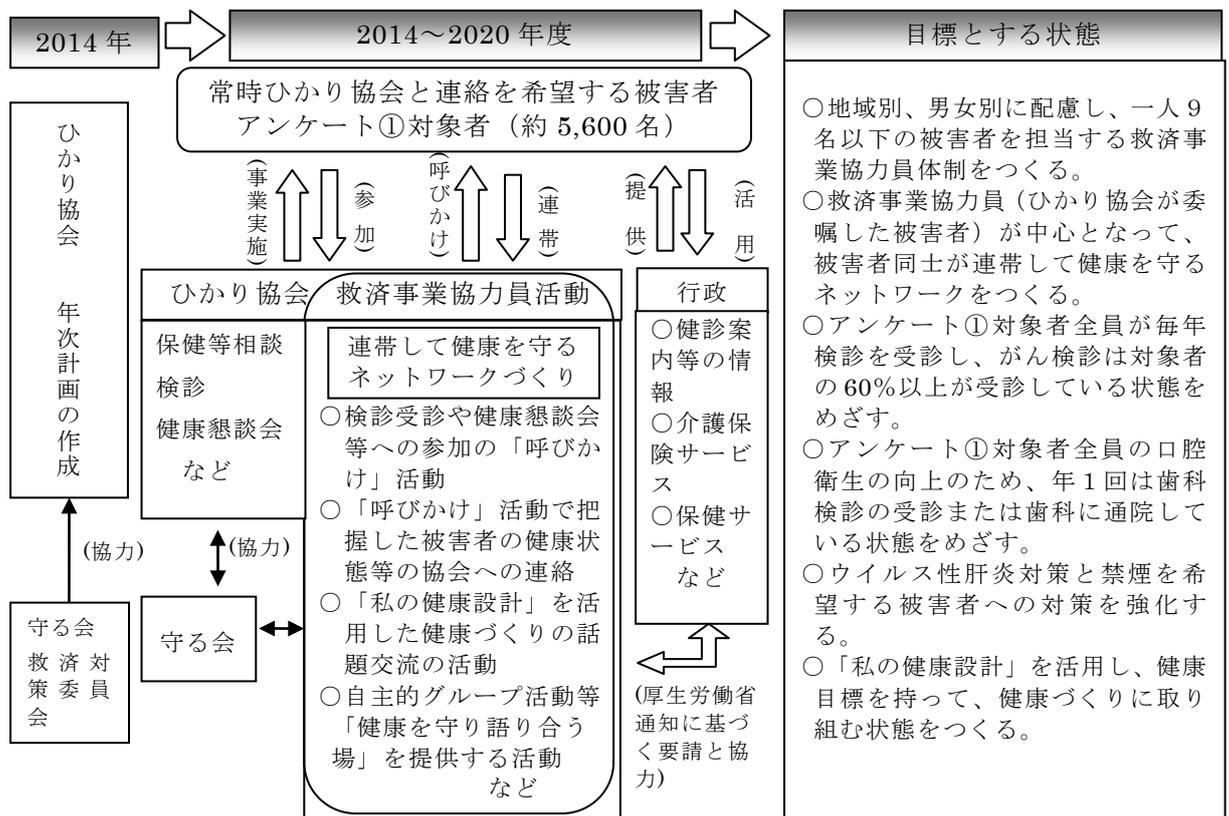
- ① 自主的健康管理の援助事業
- ② 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業

の 2 つの事業を取組の重点事業と位置付けて、それぞれ年次計画を策定し、被害者の救済に取り組んでいます。

① 自主的健康管理の援助事業

- 多くの被害者は 62～63 歳になり、加齢に伴う疾病の増加や重症化が懸念されるため、疾病予防や重症化防止が重要になっています。
- 検診受診の定着、生活習慣病の予防、健康の実態把握、救済事業協力員活動など被害者同士が連帯して健康を守るためのネットワークづくり、などに取り組んでいます。
- ひ素は発がん物質のひとつであり、がん罹患については疫学調査を継続し、被害者の健康状態の動向を追跡します。
- 肝炎・肝がんの被害者が多く、肝炎ウイルス検査の受診と肝炎ウイルス陽性者の専門医療機関での受診の勧奨に取り組んでいます。

ア) 自主的健康管理の援助事業 2020 年度までの年次計画



イ) 昨年度の行政協力と協会事業について

次のことについて国や各自治体等から行政協力を得て、各種取組を進めました。

- ▶ ひかり協会が開催する健康懇談会・救済事業協力員研修会議への講師派遣

【2016年度の取組結果】

全ブロックでの健康懇談会実施回数	42回
全ブロックでの協力員研修会議開催回数	55回
救済事業協力員の委嘱数	694名

- ▶ 自治体からの特定健康診査やがん検診の内容・実施日等の情報提供

【2015年度の取組結果】 ※2016年度の検診の受診状況は2017年度末に確定する。

項目	2015年度 目標(名)	2015年度 実績(名)	実績/目標	実績/アンケート ①対象者	
基礎検診	4,857	3,631	74%	64%	
がん 検診	肺	3,275	2,719	83%	48%
	胃	3,025	2,387	78%	42%
	大腸	3,051	2,478	81%	44%
	乳	1,302	1,042	80%	45%
	子宮	1,281	930	72%	40%

(※2015年度当初のアンケート①対象者数は5,612名、うち女性は2,288名)

- ▶ 肝炎ウイルス検査に関わる情報提供と受診勧奨

【2016年度までの取組結果】

項目	実績(名)	実績/アンケート ①対象者
全ブロックのB型肝炎検査受診者数	5,040	90%
全ブロックのC型肝炎検査受診者数	4,899	87%

- ▶ 禁煙外来のある医療機関などの情報提供

【2016年度の取組結果】

禁煙の意志を示した対象者99名のうち禁煙に取り組んだ者	74名
-----------------------------	-----

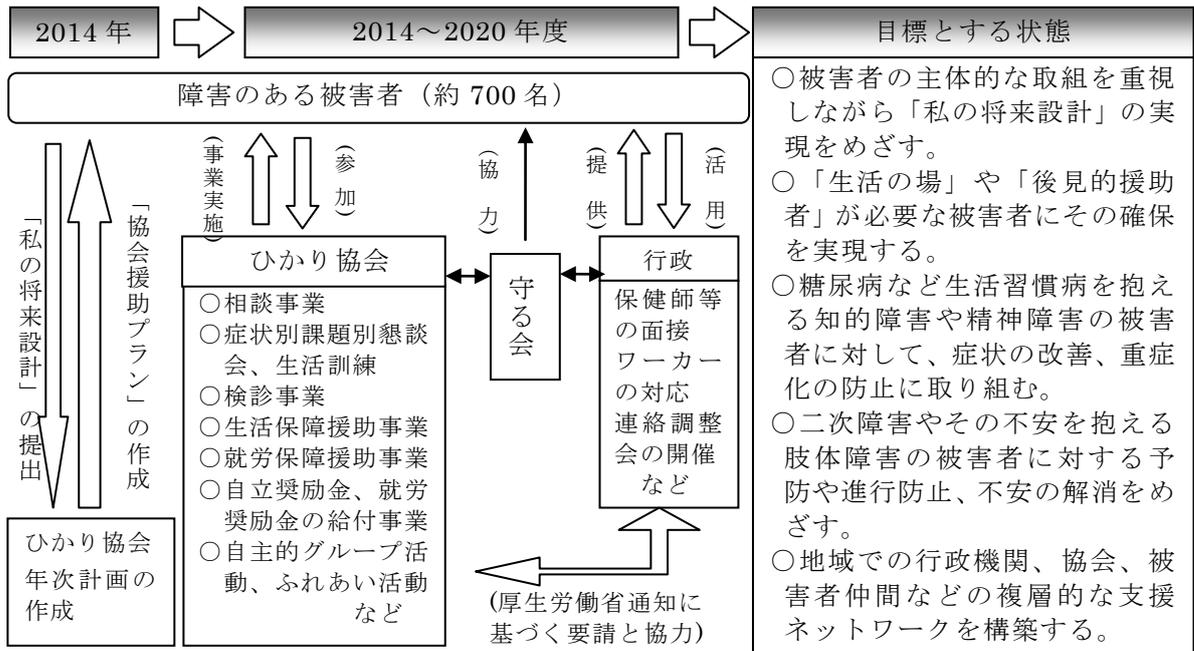
② 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業

- 親族の高齢化、本人の障害の悪化や新たな疾病の発症に伴う課題として新たな「生活の場」や「後見的援助者」の確保、生活習慣病対策や肢体障害のある被害者の二次障害対策などに取り組んでいます。
- 親や兄弟などの親族と同居している障害のある被害者の場合、親族の健康悪化などから、新たな「生活の場」が必要な状況になります。単身生活支援やグループホーム入居・施設入所などのための取組を行っています。また、最近では本人の体調悪化などにより、胃ろうなどの医療的ケアを受けることができる新たな「生活の場」の確保が必要な状況がみられます。行政協力を求めながら、安心・安全に暮らすことができる「生活の場」の確保に取り組んでいます。
- 親や兄弟などの親族が後見的援助を行っている場合、その親族の高齢化によって対象者への後見的援助が難しくなります。後見的援助が必要な対象者には、成年後見制度や日常生活自立支援事業の説明を繰り返し行うな

ど、後見的援助者の確保のための取組を行っています。

- 知的・精神障害のある被害者については、糖尿病などの生活習慣病を持つ方が多くいます。障害のため日常の健康管理が難しい被害者の健康対策を行っています。
- 脳性まひなど肢体障害のある被害者の障害の重度化が進んでいるため、二次障害の予防や進行防止などの対策に取り組んでいます。

ア) 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業 2020年度までの年次計画



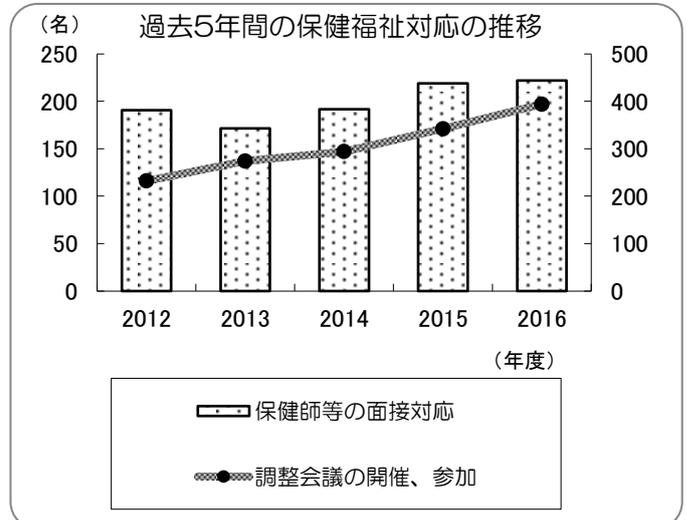
イ) 昨年度の行政協力と協会事業について

次のことについて国や各自治体等から行政協力を得て、各種取組を進めました。

▶ 保健福祉サービス等の行政協力について

自治体の保健師による、障害のある被害者への対応（訪問指導や主治医受診時の同席など）、連絡調整会議（ネットワーク会議）の開催やその場への参加などがなされています。

保健福祉サービス (単位：名)	2016年度	
	要請	対応
保健師等の面接対応	498	444
調整会議の開催、参加	242	197



そのうち、重点対象者としている、糖尿病などの生活習慣病を持つ知的障害や精神障害の被害者 150 名、及び二次障害やその不安を抱える肢体障害の被害者 135 名については、次のような地域の支援ネットワークを活用した取組が続けられています。

【2016 年度の取組結果】

生活習慣病対策及び二次障害対策における 主な支援ネットワークの連携・活用状況	生活 習慣病	二 次 障 害
主治医との連携	113 名	84 名
訪問看護の活用	36 名	27 名
保健師等の面接対応	128 名	85 名
市町村の相談対応(保健師等除く)	72 名	45 名
相談支援事業所や各種支援センターの対応	102 名	64 名
ホームヘルパーの活用	74 名	55 名
通所事業の活用	77 名	41 名

➤ 円滑な施設入所等に向けた行政協力について

厚生労働省事務連絡(平成 28 年 9 月 26 日発出)に基づく協力も得て、森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組として、事前協議や個別の対応が行われています。

【2016 年度 施設・障害者グループホームへの入所・入居者 … 8 名】

入所・入居した施設等の種類	人 数(名)
障害者入所施設	4
特別養護老人ホーム	1
障害者グループホーム(共同生活援助)	3

➤ 成年後見制度の活用促進のための協力について

成年後見制度活用に向けた連絡調整会議(ネットワーク会議)への参加や、成年後見制度に係る自治体の要綱など、成年後見のための情報の共有や提供が行われています。

【2016 年度 成年後見制度等利用開始 … 8 名】

利用している制度等の種類	人 数(名)
成年後見制度	7
日常生活自立支援事業	1

➤ 労働分野の行政協力について

求職理由は、経済的基盤の確保やいままでの生活リズムを崩さないようにするためなど様々ですが、働きたい被害者は自分にできる範囲での仕事を求めています。

新たな就労先を求めている被害者に対し、障害者就業・生活支援センターによる相談や、ハローワークによる職業相談や職場定着指導などが行われています。

【2016年度の取組結果】

雇用支援	2016年度	
	要 請 (名)	対 応 (名)
職業相談	48	21
職場定着指導	27	25
職業紹介	16	6
就職	1	6

- ひかり協会が創設した「健康管理手当」の周知と生活保護制度における取扱いについての協力について

障害のある被害者で生活保護を受給している場合に支給している「健康管理手当」については収入認定しない取扱いとして、関係者への周知が行われています。

II ひかり協会の事業に対する行政協力促進のための要請事項

三者会談確認書に基づく被害者の恒久的救済のために、行政機関のみなさんの理解と協力をお願いします。具体的な要請は、現地の事務所から行いますので、ひかり協会との連携をお願いします。

1. 厚生労働省通知等の周知と協力

3ページに記載した厚生労働省からの通知及び事務連絡について、ひかり協会のパンフレット「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」や「関係機関のみなさんへ～救済事業へのご協力のお願い～」も活用し、各種サービスの利用や取扱いが円滑に進むよう関係機関への周知をお願いします。

2. 被害者の自主的健康管理を援助する取組に対する協力について

(1) 国保による特定健康診査・特定保健指導の情報提供などの協力

- ① ひかり協会は、検診受診の定着、生活習慣病の予防、健康の実態把握、被害者同士が連帯して健康を守るためのネットワークづくり、などに取り組んでいます。
 - ⇒ 保険者による特定健康診査、特定保健指導の情報（年間日程、実施場所、健診内容など）を提供してください。
 - ⇒ 各自治体が行っているがん検診の充実（マンモグラフィによる乳がん検診など）、及び特定健康診査とのセットで受診できる条件整備などを、引き続き進めてください。
- ② ひかり協会は、希望する被害者に健診後のフォローを実施しています。
 - ⇒ 特定保健指導との連携や保健師による保健指導などについて、引き続き協力してください。
- ③ 障害・症状のため配慮が必要な被害者には、協会が定める基礎検診・がん検診を検診協力病院で実施しています。
 - ⇒ 検診協力病院の確保が必要な場合は、検診病院を紹介してください。

(2) 肝炎対策の情報提供

肝炎・肝がんの被害者が多く、肝炎ウイルス検査の受診と肝炎ウイルス陽性者の専門医療機関での受診の勧奨に取り組んでいます。

⇒ 被害者の肝炎ウイルス検査の受診及び肝炎ウイルス陽性者を専門医療機関につないでいくことができるように情報提供などの協力をしてください。

併せて、肝炎ウイルス検査が受診しやすい体制をつくってください。

(3) ひかり協会の健康懇談会等への講師派遣の協力

ひかり協会では被害者を対象にした健康づくりや予防の学習を目的に、健康懇談会や自主的グループ活動などを行っています。

⇒ 保健師や栄養士などの講師の派遣を依頼した際、その手配について協力してください。

3. 障害のある被害者の将来設計実現を援助する取組に対する協力

(1) 障害福祉サービスや介護保険サービスを利用する被害者対応のための、障害者総合支援法の「サービス等利用計画」を作成担当する指定特定相談支援事業者や相談支援専門員との連絡調整、及び地域包括支援センターや介護支援専門員との連絡調整

相談支援専門員や介護支援専門員の理解不足により、対象者が不利益を被る事例が出ています。

⇒ 障害者総合支援法の「サービス等利用計画」が、被害者の障害やニーズを適切に反映したものとなるように協力してください。その際には、ひかり協会発行のパンフレット「関係機関のみなさんへ」も活用して、指定特定相談支援事業者や相談支援専門員にひかり協会の事業について紹介をしてください。

【事例】ケアマネジャーの理解が間違っていた事例

「介護保険で使えるサービスを使いきっていることが、サービス上乗せの前提である」というケアマネジャーの説明により、本人の強い希望ではない通所介護（介護保険サービス）を利用し、それを使いきったうえで必要な居宅介護（障害福祉サービス）を活用していた。

(2) 適切な福祉サービスを活用するための協力

障害福祉サービスを利用していた被害者が65歳になると介護保険制度を優先して利用することになっています。しかし、その対象者にとって必要なサービス内容・時間は65歳を境にして変わるものではありません。

⇒ 今まで利用してきた障害福祉サービスと同様のサービス内容・時間を確保できるよう協力してください。

また、自立支援給付と介護保険制度の適用関係について、厚生労働省発出の通知及び事務連絡の周知と、適切なサービスの活用について協力してください。

⇒ 障害福祉サービスを上乗せして支給する基準を設けたとしても、サービス支給量については申請者の個別の状況に応じて決定されるように協力してください。

【参 考】 自立支援給付と介護保険制度の適用関係に係る通知及び事務連絡

通知及び事務連絡名称	発出年月日・発翰番号等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について	平成 19 年 3 月 28 日 障企発第 0328002 号 障障発第 0328002 号、平成 27 年 3 月 31 日改正 障企発第 0331 第 1 号 障障発 0331 第 5 号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について	平成 27 年 2 月 18 日 厚生労働省障害保健福祉部企画課・障害福祉課
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について	平成 29 年 7 月 12 日 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

【事 例】 障害福祉サービスの上乗せ支給に関する基準について

障害福祉サービスの上乗せ支給基準を独自に追加している自治体の中には、全身性障害の場合、

- ①身体障害者手帳 1 級所持の全身性障害者であること
- ②介護保険の要介護 5、かつ重度訪問介護対象者であること

などの条件を設定している市町村もある。

【懸念されること】 65 歳以降の通院等介助について

障害福祉サービスを利用している被害者は 65 歳になると、通院等介助についても原則として介護保険サービスが優先されることになる。知的障害者や精神障害者、視覚障害者については要介護状態区分が低く出る傾向があるため、障害福祉サービスでは利用できていた通院等介助が利用できなくなる恐れがある。

(3) 円滑な施設入所等を進めるための協力

施設入所等を希望している被害者がいるため、円滑に入所できるよう協力を求めています。医療的ケアが必要になった被害者が、退院後に元の施設に戻れなくなるという事例も発生しました。

⇒ 将来設計実現の援助の年次計画の推進のため、「施設入所・グループホーム入居のための行政協力要請対象者」について、円滑な施設入所のための事前対策（個別の事前協議、市町村の相談対応など、対象者個々に応じた入所までに必要な対応）が進むよう協力してください。

⇒ 被害者が医療的ケアの必要な状況になった場合、必要な対策が進むよう協力してください。

【事 例】 胃ろうが必要になった施設入所者の場合

施設入所をしていた被害者が体調悪化で胃ろうが必要な状況となり手術を実施。その後病院からは退院を求められたが、元の施設では医療的ケアの対応が困難との理由で戻ることができなくなり、入院継続となった。

(4) 成年後見制度の活用促進のための協力

成年後見制度による適切な金銭管理や身上監護などを必要としている被害

者がいます。加齢や急激な体調の変化などにより、同制度の利用を必要とする被害者は今後もっと増えてくると考えています。

⇒ 対象者によっては、収入や財産などの関係で市区町村長による後見等開始の申し立てが必要な場合があります。ひかり協会から依頼があった場合は、関係機関への要請など必要な協力をしてください。

(5) 糖尿病等の生活習慣病対策に向けた保健師訪問と連絡調整の協力

障害のために日常の健康管理が難しい知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病などの生活習慣病対策は、支援する関係者の系統的継続的な対応が重要になっています。

⇒ 保健師と主治医の連携や保健師による保健指導のもとに相談支援専門員や訪問看護、ホームヘルパーなどの関係者が連携できるように連絡調整を行ってください。

⇒ 保健指導のため、保健師による定期的な訪問も行ってください。

【事例】知的障害等の障害症状があり糖尿病を持つ被害者の場合

知的障害があるため、自身だけでは糖尿病の治療や体調管理の持続が難しい単身の被害者に対し、保健師による健康相談や受診同行、自宅訪問や連絡調整会議（ネットワーク会議）が行われた。また、訪問看護による服薬管理や体重チェック、主治医の協力など、地域のネットワークの力により、本人の取組が継続し、悪化していた糖尿病の改善・維持につながっている。

(6) 治療やリハビリの専門病院、専門医、理学療法士などの紹介

① 脳性まひなどの肢体障害の被害者が、手足のしびれや首・関節の痛みといった症状に悩んでいます。ひかり協会としても専門医と連携するとともに、理学療法士などの協力専門家による訪問相談を行い、日常生活動作や生活環境・労働環境を改善するなど二次障害対策を行っています。

⇒ 治療・リハビリの専門病院や専門医及び理学療法士等の協力を得ることができるよう、協力してください。

【事例】二次障害の症状がある脳性まひの被害者の場合

理学療法士（協力専門家）による身体状況や生活状況の評価を受けることで、体に負担がかからない生活のアドバイスをを受けたり、本人の状況に適した運動の仕方について助言を受けたり、住環境を整備したりすることで、全身のしびれや痛みの軽減を図っている。

(7) ネットワーク会議の開催と地域生活支援に係る保健師訪問の協力

恒久救済のため、対象者が「どこで、誰と、どのように暮らしたいか」を示した「私の将来設計」を実現し、維持していくためには、地域で支える力が必要です。

⇒ 医療・保健・福祉などの関係する機関や関係者のネットワーク会議を開催してください。

⇒ 地域生活を支援するネットワークの要として重要な役割をもつ保健師の定期訪問に協力してください。

(8) 災害対策についての協力

障害のある被害者については、地震等の防災対策など、緊急時の対応も含

めてネットワーク機能を生かす必要があります。

⇒ 医療・保健・福祉などの関係する機関や関係者のネットワーク会議の開催時に災害時対策が確認できるよう協力してください。

4. 「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の管理活用について

医療・保健・福祉・労働などについて行政機関による総合的な協力を確保するため、引き続き「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」に基づく協力をお願いします。必要に応じて保健所、職業安定所、市町村などの各行政機関に対する要請内容を作成していますので、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の管理活用について協力してください。

III 森永ひ素ミルク飲用者の認定について

森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領（平成 22 年 11 月 2 日厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課発出の事務連絡）に基づき申請の受付・調査などへの協力をお願いします。

2016年度 都道府県別 保健・福祉行政への要請及び対応の人数

* 要請・対応のない都道府県については記載していません

【単位：人】

都道府県	公益財団法人ひかり協会	保健師等 面接対応		デイクア・ 健康教室等の 利用支援		訓練通所などの 利用支援		施設等の紹介と 利用支援		ホームヘルプ サービス等の 利用支援		福祉ワーカーに よる面接対応		関係機関等 との連絡調整		調整会議の 開催、参加	
		要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
福島県		1	1														
栃木県		1	1											1	1		
千葉県	関東地区センター事務所	1	1														
東京都		1	1	1	1									1	1		
神奈川県		4	4														
福井県		5	5	1	0							2	2	5	4	5	5
岐阜県		1	1														
静岡県		1	1										1	1	1	1	1
愛知県		4	4											1	1	1	1
三重県	東近畿地区センター事務所	2	2											2	2		
滋賀県		14	14							1	1	1	3	11	10	9	6
京都府		47	41	1	1			3	3	13	13	15	14	31	29	32	29
奈良県		12	12			5	5			4	4	3	3	11	11	10	10
大阪府		68	55	5	2			1	0	6	1	23	16	48	40	38	21
兵庫県	西近畿地区センター事務所	34	30	2	2	1	0	1	1	7	5	19	10	22	19	18	11
和歌山県		26	26	1	0			1	0	4	0	4	3	13	7	7	7
鳥取県		6	4	1	0					1	1			6	2	2	2
島根県	東中国地区センター事務所	11	8	2	2	1	1	3	2	3	2	1	0	13	10	8	7
岡山県		62	54	5	5	2	2	3	5	16	13	12	7	47	43	39	30
広島県	西中国地区センター事務所	95	89	6	5	23	22	21	24	34	32	25	26	54	54	36	36
山口県		12	10	2	2	1	1	6	6	1	1	2	1	8	6	3	3
徳島県		15	15											2	2	3	1
香川県		20	19							1	1			5	5	6	7
愛媛県	四国地区センター事務所	12	9											12	4	1	0
高知県		10	9					1	1	0	1			4	4	3	3
福岡県		17	16	2	1	3	4	1	1	4	3	1	0	9	15	8	8
佐賀県		2	1			2	2	1	1	1	1	0	2	2	2	2	2
長崎県		4	3			1	1	1	2	1	2	0	2	2	5	3	2
熊本県	九州地区センター事務所	7	6	1	1	2	2	0	1	3	2	0	1	4	2	4	2
鹿児島県		3	2	1	0	0	0	0	0	3	1	0	0	3	3	3	3
	合 計	498	444	31	22	41	40	43	47	103	84	111	89	318	283	242	197
		保健師等		デイクア		訓練通所		施設等の紹介		ホームヘルプ		福祉ワーカー		関係機関		調整会議	
	2015年度	511	438	31	17	46	39	56	48	115	92	120	85	302	262	222	171

2016年度 政令市等別 保健・福祉行政への要請及び対応の人数

* 要請・対応のない市・区については記載していません 【単位:人】

指定都市 中核市 保健所政令市 特別区	公益財団法人ひかり協会	保健師等 面接対応		デイケア・ 健康教室等の 利用支援		訓練通所などの 利用支援		施設等の紹介と 利用支援		ホームヘルプ サービス等の 利用支援		福祉ワーカーに よる面接対応		関係機関等 との連絡調整		調整会議の 開催、参加	
		要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
郡山市		1	1														
豊島区		1	1	1	1												
大田区	関東地区センター事務所													1			
横浜		1	1														
横須賀市		2	2														
豊橋市		1	1														
大津市		1	1														
京都市	東近畿地区センター事務所	27	25	1	1					8	8	11	11			10	11
大阪市		26	22						1	4	1	7	5	18	14	17	8
堺市		7	4									3	3	3	3	2	1
高槻市		2	2									1	0	1	1		
東大阪市		7	6	1	1					1	0	1	1	4	2	2	0
豊中市	西近畿地区センター事務所	3	2											2	2	2	1
枚方市		6	4									1	1	4	3	3	2
尼崎市												2	0	2	0	2	0
和歌山市		6	6						1	0		3	2	3	0	2	1
岡山市		25	22	2	2	1	1		1	4	2	5	2	13	13	17	10
倉敷市	東中国地区センター事務所	13	11	1	1	1	1		3	5	5	4	3	12	12	10	8
広島市		47	45	4	4	10	10		9	17	15	11	13	21	19	14	13
福山市	西中国地区センター事務所	9	6						2	1	1	1	0	7	6	4	1
呉市		5	5	2	1	2	3		3	4	5	3	3	4	4	4	3
高松市		9	9							1	1					3	3
松山市	四国地区センター事務所	3	3											1	0		
高知市		6	6													2	2
福岡市		1	0			1	1							1	1	1	1
北九州市		4	4							3	0	1	0	2	6	2	2
久留米市		1	0														
大牟田市		2	2														
長崎市		1	1						0	0	1	0	1	1	1	2	2
佐世保市	九州地区センター事務所	2	1			1	1		1	1	1	0	1	1	1	1	0
熊本市		1	1			1	1			1	1			1	0	1	0
合計		220	194	12	11	18	18	19	23	50	41	54	46	113	99	104	69

2015年度	保健師等		デイケア		訓練通所		施設等の紹介		ホームヘルプ		福祉ワーカー		関係機関		調整会議	
	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
236	202	13	9	22	17	26	20	61	46	69	44	113	91	95	66	